

川西市立緑台中学校 PTA 規約

第1章 総 則

(名称および所在地)

第1条 この会は、川西市立緑台中学校 P T A（以下「本会」という）と称し、所在地を川西市立緑台中学校（川西市向陽台3丁目11番35号）内に置く。

(目的)

第2条 本会は任意の団体であり、学校と家庭が相互協力して、生徒の心身の健全な発展を図ることを目的とする。

(方針および活動)

第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

- (1) 任意団体として自主的・主体的に活動する。
- (2) 関係団体及び機関と協力する。
- (3) 営利的、宗教的、政治的な活動は行わない。
- (4) その他、目的を達成するために必要な活動を行う。

第2章 会 員

(会員)

第4条 本会の会員は、川西市立緑台中学校(以下「本校」という)に在籍する生徒の保護者および本校に勤務する教職員の中から、本会の目的に賛同し入会した者とする。

(入会)

第5条 会員として入会する者は、所定の入会届を提出する。

2 入会期間は、入会した日より、当該年度3月31日までとする。

(退会)

第6条 本会を退会する者は、所定の退会届を提出する。また、本校からの転出及び教職員の転勤・退職に関しては自動退会とする。

第3章 会 費

(会費の納入)

第7条 会員は、会費を納める。但し教職員を除く。

2 会費は、月額300円とする。

(納入方法)

第8条 会費は、前期と後期に分納する。

2 納入方法は、本会と本校が締結した会費引落委託契約に同意し、学校徴収金と一緒に口座振替により納付する。

3 次の基準日に本校に生徒が在籍する場合、その基準日対象となる期間の会費を徴収する。また入退会の申し出があった場合、その翌期より徴収を開始または停止する。

前期 基準日 5月1日

対象期間 4月～9月

後期 基準日 10月1日

対象期間 10月～翌3月とする。

10月1日以降の転入会員については会費を徴収しない。

但し、特別な事情があれば学校長の申請により、会費を免除することができる。なお、不測の事態や、長期休校措置などの場合は、そのつど、運営チームの判断で会費を決定する。

(返還)

第9条 納入された会費については、返還しないものとする。

第4章 役員

(役員の名称)

第10条 本会の役員を運営チームと称し、次の通りとする。

- (1) チームリーダー 1名
- (2) サブリーダー 10名以内
- (3) 会計 若干名
- (4) 会計監査 若干名
- (5) 顧問 若干名

(運営チームの任務)

第11条 運営チームの任務は次の通りとする。

- (1) チームリーダーは、本会を代表し会務を統括する。
- (2) サブリーダーは、チームリーダーを補佐し、チームリーダーに事故ある時はその任務を代行する。
- (3) 会計は、本会の会計事務を処理する。
- (4) 会計監査は、本会の会計を監査する。
- (5) 顧問は、チームリーダーの諮問に応じる。

(運営チームの選出)

第12条 運営チームの選出は、別に定める「役員選出規程」により行う。

(運営チームの任期)

第13条 運営チームの任期は、就任した日より次年度総会までとする。ただし、再任は妨げない。

第5章 総会

(総会の構成)

第14条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

(総会の付議事項)

第15条 総会で決議する事項は、次の通りとする。

- (1) 活動報告及び活動計画の承認
- (2) 予算及び決算の承認
- (3) 役員の選任
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他、本会の運営に関する重要事項

(総会の開催)

第16条 総会は定期総会と臨時総会とし、定期総会は年1回、年度当初に開催し、臨時総会はチームリーダーが必要と認めた場合、または会員の3分の1以上の要求があった場合に開催する。

2 定期総会及び臨時総会が書面で行われた場合、議決権の行使は、議案に対する賛否を記載できる議決権行使書またはメールフォームにより行う。議決権行使書の未提出または白紙提出は運営チームへ一任することとする。

3 形式としては対面総会、書面総会、Web 総会のいずれかとする。

4 緊急事案に限り、運営チームが必要と判断した場合は、顧問と相談し規約を変更することができる。但し、可能な限り、会員に報告し、承認を得る。

(総会の議長)

第17条 総会の議長は、構成員の中から選任する。

(総会の成立及び決議)

第18条 総会の成立は会員の2分の1以上の出席とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状または議決権行使書をもって出席と表決に代えることができる。

2 可否同数の場合は議長が決定する。

第6章 役員会

(役員会の名称)

第19条 本会の役員会を運営ミーティングと称す。

(運営ミーティングの構成)

第20条 運営ミーティングは、運営チームをもって構成され、総会に次ぐ決議機関である。ただし、会計監査を除く。

(運営ミーティングの付議事項)

第21条 運営ミーティングで決議する事項は、次の通りとする。

- (1) 総会で決議した事項の執行に関すること
- (2) 総会の決議を要しない活動の執行に関すること
- (3) 緊急事項に関すること
- (4) その他、必要事項

(運営ミーティングの開催)

第22条 運営ミーティングは通常ミーティングと臨時ミーティングとし、通常ミーティングは随時開催し、臨時ミーティングはチームリーダーが必要と認めた場合、または運営チームの3分の1以上の要求があった場合に開催する。

(運営ミーティングの成立及び決議)

第23条 運営ミーティングの成立は、運営チームの2分の1以上の出席とし、決議は出席者の過半数の同意を必要とする。ただし、委任状をもって出席に代えることができる。

第7章 委員会

(特別委員会)

第24条 本会は、必要に応じ、特別委員会を設置することができる。

2 特別委員会は、会員をもって構成され、任務及び必要事項は運営ミーティングで決定する。

3 特別委員会は、任務終了と同時に解散する。

(購買委員会)

第25条 購買委員会は、生徒への学習環境及び学校生活の充実に図るため、売店を運営管理する。

2 購買委員会は、運営チームをもって構成する。ただし、会計監査を除く。

3 売店の運営管理に関する事項は、別に定める「売店運営規程」により行う。

第8章 会計

(構成)

第26条 本会の会計は、一般会計、特別会計、その他会計をもって構成する。

(経費)

第27条 本会の経費は、会費並びにその他収入をもってあてる。

(使途)

第28条 本会の経費は、本会目的達成のための活動に使用する。

(会計年度)

第29条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会計監査)

第30条 会計監査は、年1回以上会計監査を行い、総会で報告する。

2 会計監査は、必要に応じ、会計に会計書類の提出を求め、随時会計監査を行うことができる。

第9章 その他

(個人情報の取り扱い等)

第31条 本会は、個人情報の取得や利用、管理について、別に定める「個人情報取り扱い規則」により適正に運用する。

付則

本規約は、昭和５５年度から施行する。

本規約は、平成元年度に一部改正する。

本規約は、平成１４年度に一部改正する。

本規約は、平成１６年度に一部改正する。

本規約は、平成２１年３月４日に一部改正する。

本規約は、平成２１年１０月１４日に一部改正する。

本規約は、平成２５年３月６日に一部改正する。

本規約は、平成２６年３月６日に一部改正する。

本規約は、平成２７年３月５日に一部改正する。

本規約は、平成２８年３月１０日に一部改正する。

本規約は、平成３０年５月２日に一部改正する。

本規約は、令和元年９月１２日に一部改正する。

本規約は、令和２年４月１日に一部改正する。

本規約は、令和３年５月２０日に一部改正する。

本規約は、令和４年２月に一部改正する。

本規約は、令和４年６月に一部改正する。

本規約は、令和５年６月に一部改正する。

役員選出規程

(目的)

第1条 本規程は、川西市立緑台中学校 PTA 規約第12条に基づき、運営チームの選出に関して定めることを目的とする。

(チームリーダー・サブリーダー・会計の選出及び選任)

第2条 チームリーダー、サブリーダー、会計の選出は、会員の中から立候補または推薦により候補者を選出し、総会の承認を経て選任される。

2 候補者が定員を超える場合は、協議により候補者を決定する。

3 候補者が定員に満たない場合は、同意を得た会員の中から抽選により候補者を選出する。

第3条 チームリーダー、サブリーダー、会計は、候補者の中から互選により決定する。

(会計監査の選出及び選任)

第4条 会計監査の選出は、会員の中から立候補または推薦により候補者を選出し、総会の承認を経て選任される。ただし、必要がある時は、会員以外の者から選出することを妨げない。

(顧問の選出及び選任)

第5条 顧問の選出は、学校長または役員経験者の中から選出し、総会の承認を経て選任される。

(欠員補充)

第6条 運営チームに欠員が生じ補充の必要がある場合は、運営ミーティングの承認を経て選任される。

付則

本規程は、令和3年5月20日から施行する。

本規程は、令和4年2月に一部改正する。

売 店 運 営 規 程

（目的）

第 1 条 本規程は、川西市立緑台中学校 PTA 規約第 2 5 条に基づき、売店の運営管理に関して定めることを目的とする。

（運営内容）

第 2 条 生徒及び保護者、教職員への教材、学習用品、学校生活用品の廉価提供を行う。

2 運営内容は、必要に応じて、購買委員会と売店スタッフで協議する。

（売店スタッフの設置）

第 3 条 売店で販売や仕入れ、売上及び商品管理業務のため、売店スタッフを置く。

2 売店スタッフは、運営チームの承認を経てチームリーダーが任免する。

3 売店スタッフは、有給とする。

（会計管理）

第 4 条 売店の収支決算は、特別会計とする。

2 学期末に在庫確認及び売上等の照合作業を行う。

第 5 条 売店の運営に要する人件費及びその他の必要経費は、特別会計より支出する。

第 6 条 余剰金が生じたときは、生徒の福利厚生資金にあて、その使途については運営ミーティングで決定する。

第 7 条 特別会計の監査は P T A 会計監査が行う。

第 8 条 特別会計年度は、一般会計年度に準ずる。

付則

本規程は、令和 3 年 5 月 2 0 日から施行する。

本規程は、令和 4 年 2 月に一部改正する。

本規程は、令和 4 年 6 月に一部改正する。

個人情報取り扱い規則

（目的）

第1条 本規則は、川西市立緑台中学校 PTA 規約第31条に基づき、本会が保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、個人情報に関する会員の権利・利益を保護するとともに、本会活動の円滑な運営を図ることを目的とする。

（責務）

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、本会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（管理者・取扱者）

第3条 本会における個人情報の管理者及び取扱者は運営チームとする。

（収取方法）

第4条 本会は、個人情報を収取するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め明示する。

（利用）

第5条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- （1）会費の集金及び管理、その他の文書の請求
- （2）会員名簿、委員会名簿の作成

（管理）

第6条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。

（第三者提供への制限）

第7条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。

- （1）法令に基づく場合
- （2）人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合
- （3）公衆衛生の向上又は生徒の健全育成の推進に必要がある場合
- （4）国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

（情報開示等）

第8条 本会は、本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

付則

本規則は、令和3年5月20日から施行する。

内 規

（目的）

第1条 本内規は、本会の会員並びに本校の生徒の慶弔と旅費について、必要な事項を定める。

（慶弔）

第2条 会員及び生徒が死亡した場合は、遺族に対して弔慰金（5,000 円）を贈り、弔意を表する。

第3条 生徒が傷病により 1 か月以上休養する場合は、見舞金または見舞品（3,000 円以内）を贈る。

第4条 教職員の転勤・退職の際は、記念品（3,000 円以内）を贈る。

第5条 その他の慶弔の場合、または支出が必要な場合は、運営ミーティングで決定する。

（旅費）

第6条 会員が P T A 活動により出張した場合、次の旅費を支給する。

（1）交通費…公共交通機関の実費とし、自宅を起点とする。

第7条 PTA 活動が全日の場合は、昼食費を支給する。

（改廃）

第8条 本内規の改廃は、運営ミーティングで決議するものとする。

付則

本内規は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

本内規は、令和 3 年 5 月 2 0 日に一部改正する。

本内規は、令和 5 年 6 月に一部改正する。